

## 保育の必要性の認定による区分について

新制度では、市町村は、教育・保育施設を利用する就学前の子どもの保護者から申請を受け、個々の家庭の状況により、保育の必要性の認定を行い、認定証を交付します。

### 【認定区分】

認定は1～3号の区分で行われます。

- ・ 1号認定 3歳児以上/保育の必要性なし：幼稚園、認定こども園対象
- ・ 2号認定 3歳児以上/保育の必要性あり：保育園、認定こども園対象
- ・ 3号認定 3歳未満児/保育の必要性あり：保育園、認定こども園、小規模保育等対象

### 【認定基準】

保育の必要性の認定（2号認定、3号認定）にあたっては、以下の3点についての基準に基づき行います。

(1) 事由：就労、保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護等

(2) 区分（保育の必要量（保育時間）の区分）

ア 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した1日11時間までの保育

イ 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した1日8時間までの保育

(3) 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

### 【共働き世帯等の幼稚園の利用について】

現在、幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの中には、共働き、病気等の状況の家庭の子どもが一定程度含まれ、預かり保育の取り組みによって対応しています。

新支援制度においては、次のようなケースについて2号認定の子が幼稚園を利用することが想定されています。

①幼稚園と保育所を希望（併願）し、幼稚園に入園した場合

②保育所のみを希望しているが、保育所に入所待機となったため、幼稚園に入園した場合  
保育認定（2号）のうち、ニーズ調査等で把握された利用希望の傾向に応じ、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるものを集計することとしています。